

平成16年9月28日 審議会資料

基本計画案 修正案

- 1. 地域連携による青少年健全育成
- 10. 道路
- 13. 公園・都市緑化
- 14. まちの景観
- 15. 住宅・住環境
- 20. 循環型社会
- 37. 市民相談
- 38. 中心市街地の活性化
- 39. 工業・中小企業
- 40. 農業（データ挿入のみ）
- 41. 林業
- 42. 水産業
- 43. 市場
- 44. 商業（データ挿入のみ）
- 45. 産業振興・新産業創出・企業誘致
- 47. 観光

第1節 心豊かに暮らせるまちづくり

1. 地域連携による青少年健全育成

(1) 現況と課題

思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体としての取り組みが不可欠であるとの観点から、これまで、家庭や地域、学校をはじめ、青少年問題協議会や青少年育成センター等との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する市民活動への支援等の取り組みを進めてきました。

しかしながら、各取り組みの情報が必ずしも共有されておらず、事業実施主体相互間の連携も十分に図られていないのが実態です。

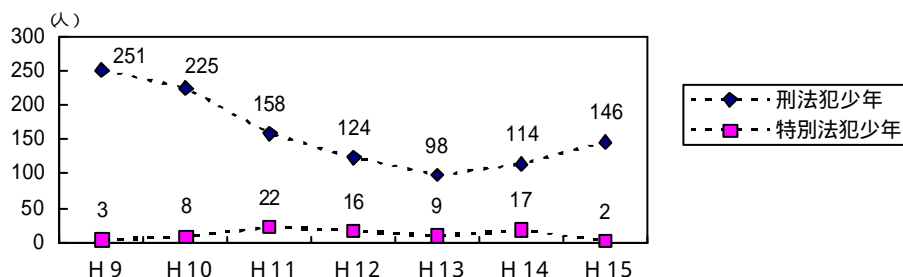
また、いじめや不登校、家庭内暴力、また、児童虐待や少年犯罪の増加、低年齢化など、青少年を取り巻く環境の悪化が、大きな社会問題となっており、周南市においてもそのところ深刻な状態ではありませんが、核家族化や少子化が進行する中で、家庭、学校、地域内におけるコミュニケーションの不足が懸念材料になっています。

こうしたことから、周南市においては、教育をはじめ、保健、福祉など、幅広い分野にわたる施策を全市的に取り組んでいくため、平成16年に「元気こども室」を設置するとともに、平成17年12月を目途に、施策推進の指針となる「青少年健全育成プラン」の策定を進めています。当面、このプランに基づき、青少年の健全育成に関わる組織、人材のネットワークの整備を進めることが最大の課題であり、それをベースとして、家庭、学校、地域、行政が一体となって、元気な周南っ子が育ち活躍できるまちづくりに取り組んでいきます。

周南市（周南警察署管内）の少年非行の推移

区 分		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑 法 犯	犯罪少年（14～19歳）	232	203	141	112	85	90	132
	触法少年（14歳未満）	19	22	17	12	13	24	14
	小 計	251	225	158	124	98	114	146
特別法犯少年（シンナー等）		3	8	22	16	9	17	2
合 計		254	233	180	140	107	131	148

グラフ：周南市の少年非行の推移



(2) 施策の方向

青少年がのびのびと健やかに成長するように、地域社会全体で連携、協力して青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

(3) 施策の体系

地域連携による青少年健全育成	青少年健全育成ネットワークの整備 家庭・地域・学校教育の充実 青少年の社会参加機会の充実 青少年を取り巻く社会環境の改善
----------------	---

(4) 施策

青少年健全育成ネットワークの整備

- 健全育成活動の指針となる「青少年健全育成プラン」を策定し、未来を担う子どもたちを地域の中で育てていくための基本姿勢や行政の役割を具体的な施策として示し、施策の総合的、計画的な推進に努めます。
- 青少年の健全育成に係わる関係機関や諸団体の活動に係る情報の収集と周知により、その連携の強化を図るとともに、「元気こども室」を中心に、連絡調整機能の強化を図ります。
- 市民の手による活動の推進基盤となる市民ファンドの設立や活動拠点の整備を検討します。
- 大人一人ひとりが、子どもたちと共に学び合うことの大切さを自覚し、自分にできることを通じて、地域づくりに参加しようという機運の醸成に努め、市民と行政が協働して地域共育力*の向上を図ります。

地域共育力

大人と子どもが共に学び合い、共に育む地域づくりを実現していくための原動力

家庭・地域・学校教育の充実

- 健全な家庭づくりや家庭の教育力の向上を図るため、育児相談、教育相談等の子育て支援体制の充実や家庭教育出前講座、子育て講座等の機会に関する情報の提供に努めます。
- スポーツ少年団や子ども会、自然体験学習クラブなど、ボランティアにより支えられた地域の青少年健全育成活動に対して、PRの協力、他団体の活動や助成制度に関する情報提供等の支援を行います。また、シルバーボランティアの活用など、地域の活動において中心的な役割を果たす人材の確保、養成に努めます。
- 学校においては、児童生徒が自立した個人となるための基礎や集団生活上の規律を確実に習得させるとともに、正しい倫理観を醸成する教育の充実を図ります。

青少年の社会参加機会の充実

- ・ **青少年が、**地域の一員として、自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるよう、**学校と協力して、**青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ・ 青少年がより広い視野で社会参加経験を積むために、国内外における相互交流機会の充実を図ります。
- ・ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、自然体験、生活体験等のさまざまな体験活動の場や機会の提供に努めます。

青少年を取り巻く社会環境の改善

- ・ 啓発活動の充実を図り、市民ぐるみの運動として、青少年を取り巻く社会環境の改善に取り組みます。
- ・ 非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭、地域、学校**相互のコミュニケーションの機会を増やし、**連携した補導体制の整備と情報の共有化に努めます。

第2節 快適に暮らせるまちづくり

10. 道路

(1) 現況と課題

本市は、市域が656?と県下第1位の面積を有しており、市域の一体化がまちづくりにおける重要課題の一つとなっています。

市内には中国自動車道と山陽自動車道の高速道路をはじめ、国道2号や国道315号、国道376号、国道434号、国道489号、また、県道新南陽下松線、新南陽日原線、県道徳山光線など、幹線道路ネットワークは比較的整備されています。

しかし、東西に走る国道2号等においては、特に早朝通勤時の交通渋滞が慢性化しており、大きな問題となっています。

このため、慢性化した交通渋滞への対応や市域の一体化推進のための道路環境の整備に向け、既存道路の整備、充実を図るとともに、新たな幹線道路の整備が大きな課題となっています。

平成10年に候補路線となった、~~西部から臨海部を經由し、東部に至る~~地域高規格道路「周南道路」については、山陽自動車道・徳山西インターチェンジから光市までの臨海部を結ぶ延長約30kmの道路であることから、産業の活性化や交通渋滞の緩和、沿道環境の改善にも寄与することが期待されており、早期建設を図る必要があります。

市街地の生活基幹道として機能する都市計画道路については、67路線、総延長116.65kmを都市計画決定していますが、その整備状況は、整備済延長79.84km、整備率68.4%（平成15年3月末現在）となっており、今後とも、計画的な整備を図っていく必要があります。

一方、地域に密着し、市民生活にとって最も関わりの深い生活道路である市道は、総延長約1,143km、道路改良率61.6%、舗装率94.1%（平成15年5月末現在）で、比較的高い整備状況となっていますが、より市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を促進する必要があります。

また、市民のだれもが道路を安全・快適に利用できるように、歩車道の段差解消等のバリアフリー化や、新設にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により整備を進めることが求められます。

(2) 施策の方向

高速道路網を中心とした有機的なネットワーク構築の促進を国、県に働きかけます。

生活道路については、地域活性化やコミュニケーション空間としての活用とあわせ、地域実情を勘案しながら、市民参加型の道路環境づくりを進めます。

(3) 施策の体系

道路	広域ネットワークの充実 市内ネットワークの拡充 安心・安全・快適な道路環境づくり 公共空間としての生活道路整備 新しい道路をつくるための基準づくり
----	---

(4) 施策

広域ネットワークの充実

A. 既存幹線の改良・改善

- ・ 東西の大動脈・国道2号は徳山地域（戸田地区）や熊毛地域において、4車線化の拡幅事業が進むなど、渋滞の緩和策が進められていますが、その他の渋滞、事故多発箇所についても、改良改善策の実施を国・県に働きかけます。

B. 新規路線の整備促進

- ・ 「周南道路」の早期実現に向けた取り組みを推進し、候補路線から、計画路線、整備区間となるよう整備促進に努めます。

市内ネットワークの拡充

A. 地域拠点間道路の改良・改善

- ・ 活発化する地域間交流に対応するため、市内の拠点地区を結ぶ国道、県道の改良を国・県に働きかけます。

B. 都市計画道路の整備

- ・ 市内移動の円滑化と都市活動の活発化の基礎となる都市計画道路については、継続事業を引き続き推進するとともに、新規路線については、その有効性についての綿密な検討に基づき、計画的な推進に努めます。
- ・ 土地区画整理事業等を通じて、都市計画道路と周辺地区の調和したまちづくりを推進します。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- ・ 歩道と車道の段差を解消するなど、バリアフリー化を推進し、だれもが安心して利用できる道路環境を創出します。
- ・ 交通量の多い幹線道路において、歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- ・ **安全性はもとより、道路排水や騒音の軽減等を図るため、透水性舗装などの快適で環境にやさしい道路構造の導入に努めます。**
- ・ 定期的な点検、早急な補修事業を行い、安全な道路環境の維持を図るとともに、緑地帯の整備や電線類の地中化等により、災害に強く、景観にも配慮した快適な歩道空間の創出を図ります。

公共空間としての生活道路整備

A．市民の憩いの場としての道路整備

- ・ 市民生活に潤いや安らぎを与える道路の環境づくりを目指し、ベンチやポケットパークなど、市民の憩いの場としての整備に努めます。

B．市道から市民道への転換

- ・ 「つくる」から「使う」道路としての視点で、市民の声や利用者のニーズを反映した道路づくりに努め、親しまれ、愛される道路の整備を進めます。
- ・ 生活基盤である市道の維持・管理については、市民とのパートナーシップにより、市民とともにとともに守り育てる市民道としての環境整備を目指します。

新しい道路をつくるための基準づくり

- ・ 市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展、また、円滑な地域間交流の促進を図るため、新たな道路整備の推進に努めるとともに、新規道路の選定には、緊急性や効率性など、事業評価の基準を設け、公平で公正な事業の選定に努めます。
- ・ 民間開発による宅地内道路については、市道の認定基準に適合する道路構造での指導を行うなど、新たな道路整備にあたっては、地域の活性化や民間活力の導入など総合的な視点から取り組みを進めます。

13. 公園・都市緑化

(1) 現況と課題

公園は市民に潤いのスペースやスポーツ・レクリエーションの場を提供するだけでなく、コミュニティ活動の拠点として、また、災害時における非難場所としても重要な役割を果たしています。

本市の都市公園は141箇所あり、その面積は170.6haで、都市計画区域内の一人当たりの公園面積は12.1㎡と、全国の平均8.5㎡、山口県の平均11.3㎡をそれぞれ上回っています。また、永源山公園や周南緑地等の大規模な公園緑地は、広場や遊具のほか、文化・スポーツ施設も整備されており、周南地域における憩いの場となっています。

このように、本市では比較的、公園整備は進んでいるものの、設置箇所が既成市街地に集中していることなどから、今後とも整備水準の低い地区等において周囲の状況を考慮しながら計画的に整備を図っていく必要があります。

また、公園をだれもが安心して利用できるように、既存施設のバリアフリー化や新たな整備にあたってはユニバーサルデザインの考えに基づき、事業を進めていくことが求められています。

さらに、公園は市民が最も利用する公共施設の一つであることから、施設内容等を立案・決定する際には、市民の意見を積極的に取り入れ、市民参画のもと、事業展開を図っていくことが大切です。

また、公園・緑地の管理についても、必要な場合には整理統合を含めた維持管理体制の充実や地元自治会、公園愛護会等の市民参画により、潤いのある快適な環境を持続していく必要があります。

(2) 施策の方向

都市環境の改善や市民のレクリエーション需要に応えるため、さらには防災拠点としての機能を踏まえ、適正な規模と配置に基づき、公園・緑地の効果的な整備を進めます。

(3) 施策の体系

公園・都市緑化	公園・緑地の整備 緑化の推進
---------	-------------------

(4) 施策

公園・緑地の整備

- 公園・緑地の整備により、都市生活環境を改善し、憩いや潤いの場を提供するだけでなく、市民の安全確保を目指します。
- 「緑の基本計画」を策定し、防災拠点、交流拠点としての機能や整備水準等をふまえ、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備を図ります。

- ・ 周南緑地（憩いの里）など4箇所において、各地域の特性を生かしながら、合併記念公園化事業の推進を図ります。

A．生活に身近な公園の整備（住区基幹公園：街区、近隣、地区公園）

- ・ 地域コミュニティ内や徒歩圏内に位置する身近な公園として、市街地開発に合わせて整備を図ります。
- ・ 高水近隣公園については、施設の整備を図り早期開設に努めます。

B．市民の多様なニーズに対応する公園（都市基幹公園：総合・運動公園）

- ・ 市内外から多くの利用者が訪れる永源山公園は、入り口や駐車場等の整備・充実を図り、利便性の向上に努めます。

C．緑地の整備・保全

- ・ 工業地帯からの公害や火災等に対する緩衝機能だけでなく、緑あふれる市街地のオアシスとして市民に親しまれている周南緑地については、幅広い世代が集い、憩い、遊ぶことのできる憩いの里やテニスコートの整備・充実を図ります。
- ・ 周南緑道緑地については、再整備により防災拠点としての機能の充実を図ります。

D．ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 公園の整備や改修において、緩やかなスロープや多目的トイレの設置など、すべての市民が安全に安心して利用できる施設の整備を図ります。

E．市民参画による公園づくり

- ・ 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、ワークショップの開催等を通じ、計画づくりからの市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。

緑化の推進

A．街路整備や公共施設の緑化推進

- ・ 都市計画道路やシンボルロード等の美化・緑化や学校、公営住宅等の公共施設への緑化を推進します。
- ・ 街路樹については、沿道の住民との協働により引き続き適正な維持・管理に努めます。

B．市民レベルでの緑化の促進

- ・ 宅地開発における建築協定や地区計画に基づく生垣設置をはじめ、民有地の緑化や花いっぱい運動等による潤いのあるまちづくりを促進します。
- ・ 緑化に関する情報提供や相談を行う窓口の設置を検討し、市民レベルでの緑化意識の高揚を目指します。

C．市民との協働による管理運営

- ・ 公園愛護会をはじめとする市民団体等との協働による、身近な公園・緑地の管理運営に市民の参加ができる体制を目指します。

14. まちの景観

(1) 現況と課題

まちの景観は、地域の歴史や文化、自然環境、市民とまちとの関わりなど、さまざまな要素が作用して形成されます。

本市においても、徳山地域の市街地では、戦後の復興事業により緑豊かな美しい街並みが整備され、鹿野地域においては、潮音洞や漢陽寺を中心として、周辺の歴史資源と調和した清流通りが整備されるなど、各地域において、地域特性を生かした景観を形成するまちづくりが行われ、市民に安らぎと潤いを与えています。

また、市街地においては、都市計画に沿った計画的な整備に加え、建築物の色や敷地の利用等について一定の取り決めを行う地区計画~~を~~を秋月地区や夢ヶ丘地区において導入するとともに~~、~~電線類の地中化等により快適な都市景観の形成に努めています。

平成16年6月には、良好な景観を「国民共通の資産」として位置づけた我が国最初の基本法である「景観法」が制定されるなど、景観の重要性はますます高まっており、今後もこうした取り組みにより、地域の歴史や伝統に配慮したまちづくりを計画的に進め、美しい街並みを残していくことが必要です。

特に、公共施設の整備にあたっては、景観形成の模範となるよう周辺環境への配慮が大切です。

(2) 施策の方向

地域の歴史、文化を考慮し、周辺の景観と調和した美しいまちの景観を形成します。

(3) 施策の体系

まちの景観	地域特性に応じた景観の形成 美しい景観の形成 市民の参画による景観の形成
-------	--

(4) 施策

地域特性に応じた景観の形成

- ・ 海岸部における都市集積や山間部、島しょ部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を生かした景観の形成に努めます。
- ・ 学校や公民館をはじめとする公共施設の整備の際には、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮したデザインの採用に努めます。

美しい景観の形成

- ・ 大規模な民間宅地開発等においては、地区計画等を誘導し、地区全体の住環境の保全、緑地の確保等に配慮した開発の指導に努めるほか、周辺景観との調和を優先させた適切な指導・誘導を行います。

市民の参画による景観の形成

- ・ 公共施設や道路の整備の際には、計画段階から市民の意見や要望を取り入れながら進めるほか、緑化運動、花いっぱい運動等を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。
- ・ 県との連携により「景観形成セミナー・ワークショップ」の開催等を通じて、市民の景観に関する意識の高揚を図ります。

15. 住宅・住環境

(1) 現況と課題

本市の人口は少子化等の影響により減少傾向にありますが、世帯数は、核家族化の進展等を背景に年々増加しており、平成12年の国勢調査によると総世帯数は60,805世帯で、今後、さらに増加することが予測されます。

こうした中、住宅状況は持ち家比率が62.4%で、その他を公営住宅や民間借家等の賃貸住宅でまかなっている状況です。地域別でみると、熊毛地域や鹿野地域においては持ち家比率が90%を超えて高く、徳山地域や新南陽地域においては平均を下回っており、地域によって居住形態やニーズが異なっています。

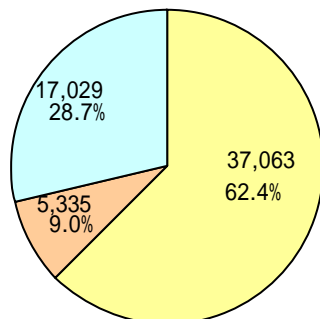
一方、市営住宅は、管理戸数が4,009戸（平成16年3月末現在）で、他市と比較するとかなり高い水準にありますが、高度成長期の昭和30年～40年代にかけて整備、建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。

このため、計画的に補修、改善等を実施するとともに、耐用年数を経過した住宅については除却、建替え等を実施していますが、その際には、県営住宅や民間住宅等の需給状況を勘案した上で、管理戸数の見直しを図っていくことが求められています。

また、住宅の建替えに際しては、施設のバリアフリー化を図るなど、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず快適な生活を送ることができるよう配慮して進めていくことが重要です。

民間住宅については、宅地開発やマンションの建設等によって供給が図られていますが、良好な居住環境や住宅供給の実現に向けて、適切な指導・誘導に努めていくことが必要です。

グラフ 周南市の住宅種類別世帯数・割合



□ 持ち家 □ 公営借家 □ 民間借家・その他

住宅以外に住む一般世帯は含まない
資料:平成12年国勢調査

市営住宅の状況

住宅の種類	管理戸数
木造住宅	132
中層耐火住宅	2,653
高層耐火住宅	607
簡易耐火平屋建住宅	137
簡易耐火2階建住宅	498
合計	4,009

平成16年3月末現在 資料 建築住宅課

(2) 施策の方向

地域特性や家族形態等に応じた良好な住環境を提供するための住宅マスタープランを策定し、快適な住環境づくりに向けた施策の充実に努めます。

(3) 施策の体系

住宅・住環境	住宅マスタープランの策定 市営住宅の整備 良好な宅地・住宅の供給 促進
--------	--

(4) 施策

住宅マスタープランの策定

- ・ 都市から農山漁村に至るまでさまざまな要素を持つ本市において、地域特性や家族形態、社会状況に応じた住環境の提供を図るため、住宅施策の基本となる「住宅マスタープラン」を策定します。

市営住宅の整備

~~A. 老朽化住宅の維持・補修、建替えの推進~~

- ・ 補修・改善事業、建替事業、維持保全等の適切な選択に活用するため、「ストック総合活用計画」を策定し、施設の補修、設備の改善が必要なものについては、早急に実施するとともに、耐用年数の経過した住宅については、住宅の需給状況を勘案して計画的に建替えを実施します。

~~B. ユニバーサルデザインの住まいづくり~~

- ・ 建替えに際しては、施設内のバリアフリーを標準仕様とするとともに、100戸以上の住宅団地については福祉施設との併設等を考慮します。
- ・ 施設内だけでなく周囲の環境にも配慮した、ユニバーサルデザインの住環境づくりに努めます。

良好な宅地・住宅の供給 **促進**

- ・ 風光明媚な地域や歴史資源に恵まれた地区が点在しており、**民間事業者による**宅地開発に際しては、これらの地域の財産 **や環境と**調和した **開発により**、良好な宅地・住宅の供給が行われるよう、事業者に対して、**市民と協力して** **適切な**指導・誘導に努めます。

20．循環型社会

(1) 現況と課題

地球の温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題への対応が求められる中、環境への関心が高まっています。

山口県においても、ゼロエミッション社会の構築を県政の最重要課題と位置づけ、山口エコタウン事業の推進が図られています。

こうした中、本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化に取り組む一方、環境に負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、ごみの再資源化を促進し、リサイクルセンター・ストックヤードを活用したリサイクルの推進に取り組んでいます。

また、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量削減のために、平成15年6月に市役所事務を対象とした「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」、さらに平成16年3月には市全域を対象とした「周南市地域省エネルギービジョン」を策定し実践しています。

こうした取り組みを体系的に推進していくため、平成16年7月に市民、事業者、行政の役割と責務を明確にし、環境への取り組みを示す「環境基本条例」を制定しました。現在、環境施策に関する基本的な方針を示す「周南市環境基本計画（仮称）」の策定を進めているところです。

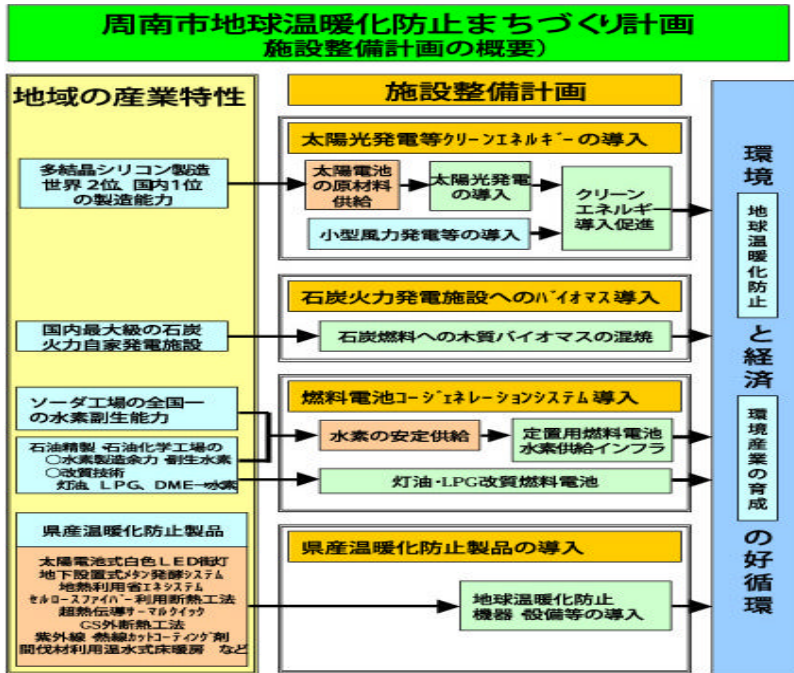
~~山口県においても、ゼロエミッション社会の構築を県政の最重要課題と位置づけ、山口エコタウン事業の推進が図られています。~~

また、平成15年4月に、臨海部に立地している石油コンビナート地区が、全国有数の自家発電施設を有する特性を生かし、企業間の電力相互融通によるエネルギー消費の効率化を図るための電気事業法の特例措置を認める「環境対応型コンビナート特区」への認定を受け、続いて、徳山下松港が静脈物流の拠点施設として「リサイクルポート」の指定を受けました。これに伴い、企業活動の分野においても、環境との調和に向けた取り組みが活発に展開されており、また、世界初となるペットボトル再生プラントが稼動するなど、廃棄物を原材料とする新たな産業も育ちつつあります。

さらに、平成16年6月には、特区との相乗効果により、一層の地球温暖化対策と地域経済の活性化、雇用の創出を図るための「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」が地域再生計画として認定されました。これにより、国の支援のもとで、地域の特色を生かした「環境と経済の好循環のまちづくり」への取り組みが一層進められることとなります。

こうしたさまざまな取り組みにより、大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政が協働して循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

参考:周南市地球温暖化防止まちづくり計画の概要



(2) 施策の方向

資源やエネルギーの循環・効率化を進め、循環型社会の周南モデルの形成を目指します。

(3) 施策の体系

循環型社会	市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進 効率的な廃棄物処理システムの確立 地元環境関連産業との連携 環境教育の推進 エネルギー対策の推進
-------	---

(4) 施策

市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開

- 市民、事業者、行政それぞれが主体となり協働して、ごみの発生・排出削減や再資源化に取り組みます。
- 市民生活や事業活動を環境配慮型に転換するための啓発事業等を展開するとともに、環境衛生自治会の充実やクリーンリーダーの拡充、環境にやさしい企業登録制度の導入等を推進します。
- 関係機関と協力して行う不法投棄パトロールや放置自動車・自転車対策等により、廃棄物の不適正処理の防止対策を図ります。
- 市においては、ISO14001の認証取得など、環境自治体を目指したシステムづくりを進めます。

ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

A．家庭でのごみの減量化・再資源化の推進

- ・ 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とし、家庭での分別・資源物回収の徹底によるごみ減量運動に取り組みます。
- ・ 家庭ごみコンポスト化事業等の積極的な推進により、生ごみ等の減量化・再資源化に取り組むなど、市民と協働した施策を進めます。

B．リサイクルプラザ、センターの整備、充実

- ・ リサイクルプラザを整備し、収集された資源ごみを効率的に選別、再資源化するとともに、粗大ごみ、不燃ごみのリサイクルも展開します。
- ・ 既存のリサイクルセンター・ストックヤードを有効に活用し、地域に密着したリサイクルを推進します。

効率的な廃棄物処理システムの確立

A．ごみ収集体制の統一

- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各地域で異なっているごみ収集・処理システムを統一し、市全域のごみ処理の効率化を図るほか、循環型社会づくりを推進する体制を構築します。

B．し尿収集、処理の適正化の推進

- ・ 老朽化が進むし尿処理場の早急な整備を図ります。
- ・ 市域全体での適正なし尿処理について検討を進めます。

地元環境関連産業との連携

A．リサイクルポートの活用

- ・ リサイクルポートに指定された徳山下松港を静脈系資源の物流拠点として位置づけ、臨海部における基礎素材型産業の集積を生かした、新たな環境関連産業の創出や既存産業の環境分野への事業展開の促進を図ります。
- ・ 環境関連事業を手がける中小事業所に対しても、情報提供や技術供与が可能となるシステム構築を目指します。

B．「環境対応型コンビナート特区」の活用

- ・ 「環境対応型コンビナート特区」の認定に基づく地区内企業のエネルギーの効率的な供給・利用に向けた取り組みを支援します。

環境教育の推進

A．環境教育・学習の場づくり、体験活動機会の創出

- ・ 内外のごみ処理施設やリサイクル施設、環境関連企業の見学を実施するほか、勉強会の開催などにより、啓発活動の充実を図ります。

- ・ 学校教育等において、地球環境問題やごみ問題について学習するなど、子どもの頃からの環境意識の醸成に努めます。
- ・ リサイクルプラザ建設にあたって市民参加、事業者との協働を進める普及啓発機能を付加します。

B. 環境教育の人づくり

- ・ 環境衛生推進団体の活動と連携し、環境問題についての勉強会、出前講座の開催やリサイクル祭りの開催、環境教育資料の作成による市民の環境意識の高揚に努めます。

エネルギー対策の推進

A. 再生可能な地球にやさしい新エネルギーの活用

- ・ 「地域新エネルギービジョン」に基づき、風力、太陽光といった自然エネルギーや動物の排泄物、植物等を利用したバイオマスの活用など、地球にやさしい再生可能な新エネルギーの可能性について検討を進めます。

B. 「周南市地域省エネルギービジョン」の実行

- ・ 公共施設の省エネルギー設備改修や小・中学校における環境教育など、ビジョンに掲げる9つの重点項目を推進します。

C. 「地域再生周南市地球温暖化防止まちづくり計画」への取り組み

- ・ 国の「地域再生計画」に認定された「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」への取り組みを進め、二酸化炭素排出量の削減や新エネルギー導入等を通じた地域経済の活性化、雇用の創出に努めます。

D. 「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」の実行

- ・ 市が実施する事務・事業について環境への負荷を低減し、環境にやさしいオフィス(エコ・オフィス)づくりを推進することにより、排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与します。
- ・ 省資源・省エネルギー、ごみの減量化・再資源化、建築物の建設・管理等にあたっての環境への配慮、環境に配慮した製品等の購入・使用及び職員の環境保全意識の向上に取り組みます。

37. 市民相談

(1) 現況と課題

急激な社会変化等により、市民生活を取り巻く環境も大きく変化しており、これにともなって、市民が直面する問題も多岐にわたっています。

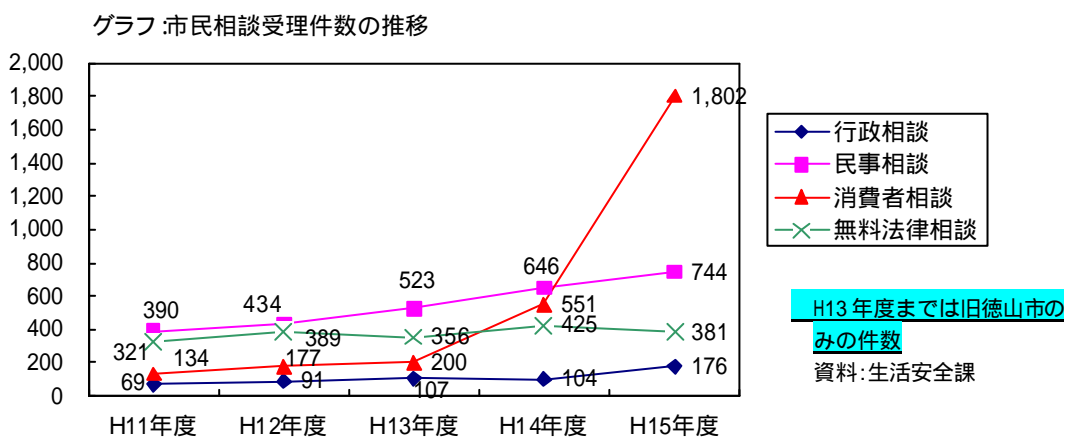
このため、消費者問題や家庭内暴力の問題をはじめ、日々の暮らしの中で発生する悩みや問題に対応するためあらゆる問題に関する、市民に最も身近な一次的、総合的な相談窓口として、専門の相談員や職員を配置し、行政相談や民事相談、消費者相談、あるいは無料の法律相談等の相談業務にあたっています。

特に、経済情勢等を反映して、架空請求・多重債務、内職商法や訪問販売等の消費生活にかかわるトラブルが大幅に増え、その内容は複雑、深刻なものとなっています。

こうしたことから、急増し複雑化する消費者問題への対応として、平成16年に新たに消費生活センターを設置し、相談体制の充実に努めています。

今後とも、相談件数の増加や相談内容の多様化が予想されることから、市民が安心して暮らすことのできる生活を確保、支援するため、専門相談員、職員等の資質向上に努めるとともに、県・警察・各種団体等との連携、協力により、相談体制の拡充を図ることが必要です。

また、市民がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、未然に被害を防ぐことが大切であることから、啓発活動の一層の充実に努めることが大変重要です。



(2) 施策の方向

暮らしにかかわる各種の相談体制の充実に努めるとともに、複雑化、高度化する消費者相談に対応できるように、専門相談員や職員の適正配置と資質の向上に努めます。

(3) 施策の体系

市民相談	相談体制の充実 消費者問題に関する啓発活動の充実・推進
------	--------------------------------

(4) 施策

相談体制の充実

- ・ 研修会への派遣等により、多様化・複雑化する市民からの相談に的確に対応できる職員、専門相談員の資質の向上を図るとともに、無料法律相談の開催や消費生活センターの充実など、相談体制の拡充に努めます。

消費者問題に関する啓発活動の充実・推進

- ・ 消費者問題等に関する被害の未然防止の観点から、出前講座など、各種啓発活動の充実を図り、問題や悩みの発生を未然に防ぐことに努めます。

第4節 生き生きと活躍できるまちづくり

38. 中心市街地の活性化

(1) 現況と課題

徳山駅を中心とする中心市街地は、交通の要衝として商業・業務機能が集積し、周南地域はもとより山口県の発展をリードしてきました。また、駅周辺地域は「新市の顔」として今後も機能することが期待されます。

しかしながら、車社会の進展や消費者ニーズの多様化、また、郊外型大型店の進出など、さまざまな環境の変化により空洞化が進み、中心市街地の活力が低下しており、市域全体の活力の低下が懸念されています。また、駅周辺施設の老朽化が目立ち、これらの整備や再投資が求められます。

このため、徳山駅前広場や南北自由通路の整備等を主要事業とする徳山駅周辺整備事業を推進するとともに、山口県が周南地域に計画している「新たな交流拠点施設」を誘致し、魅力ある高次都市機能を備えた、賑わいと活気のある中心市街地を再生することが求められています。

こうしたことから、平成16年10月（予定）には、合併を最大の契機と捉え、その整備効果が早期に発現されるよう、実現されなかった過去の計画の問題等を踏まえながら、市民との行政の協働により、駅周辺整備の基本方針を定める「徳山駅周辺整備構想」を策定しました。

今後とも、事業の推進にあたっては、市民が「誇りと愛着」を持つことができるよう、一層の市民参画により進めることが不可欠です。

また、~~中心市街地活性化事業を実施する場合~~、厳しい財政状況の下投資効果を考慮し、業績の評価、期間の設定、責任の所在を明確にして実施する必要があります。

また、~~さらに~~、当事業の効果を上げるためには商工会議所及び商店自らの積極的な取り組みが求められ、ソフト的な支援やインターネットによる情報発信などの広報機能の支援が求められます。また、まちづくりに対しては他県の先進事例などを参考にしながら、従来からの発想の転換が必要であり、若者の意見も採り入れて実施することが望ましいと考えられます。

(2) 施策の方向

市街地と港の一体的な整備を推進し、市民に「憩いと潤い」を与え、市民が「誇りと愛着」を持てる魅力ある中心市街地の再生をめざします。

(3) 施策の体系

中心市街地の活性化	徳山駅周辺整備事業の推進 魅力ある中心市街地の再生
-----------	------------------------------

(4) 施策

徳山駅周辺整備事業の推進

- ・ 自然に恵まれた「歴史ある港」、緑豊かな「御幸通」、また、市街地が港に近いという特色を生かし、市街地と港の一体的な整備を推進するとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインや駅及び周辺施設の利便性等、さまざまな視点に立って、市民が集い、市民に「憩いと潤い」を与えられる空間を創出します。

魅力ある中心市街地の再生

- ・ 徳山駅周辺整備事業の推進による海や緑を生かした、自然とあふれる「憩いと潤い」の空間整備とあわせ、TMO徳山や商店街との連携のもと、魅力ある商店街づくりに努め、市街地の整備及び商業等の活性化の一体的な推進により、魅力ある中心市街地を再生します。
- ・ 「新たな交流拠点施設」は内容・場所について十分検討した上で誘致を図り、その整備促進に努めます。

39 . 工業・中小企業

(1) 現況と課題

本市の工業は、これまで臨海部に立地する全国有数の石油化学コンビナートを中心に、石油や化学、鉄鋼等の基礎素材型産業を核に発展してきており、製造品出荷額は県下第1位となっています。

しかしながら、長引く景気の低迷や世界経済のグローバル化、ボーダレス化によるアジア諸国等との激しい価格競争は、深刻な影響をもたらしており、生産施設の海外移転による産業の空洞化といった問題も現実のものとなっています。

このような状況は地場の中小企業にも大きな影響をもたらしていることから、「産業等活性化条例」を制定し、新たな設備投資等の促進を図るとともに、地場産業の育成を図るため、産・学・公の連携のもと、地場産業振興センターを中心に新たな技術・商品の開発、情報化、また、人づくり、ネットワークづくりに取り組んでいます。

更に今後の経済発展を促す推進力となる、本市企業による知的財産戦略も求められ、このために産学公連携コーディネート機能の支援が求められています。一方、物流の効率化を図るために国道2号線と高速道路網が利用しやすい物流拠点の整備や、周南市の工業の裾野をより広げるため、大企業と取引関係にある企業のみならず独立系の中小企業の育成、支援する体制も必要とされます。

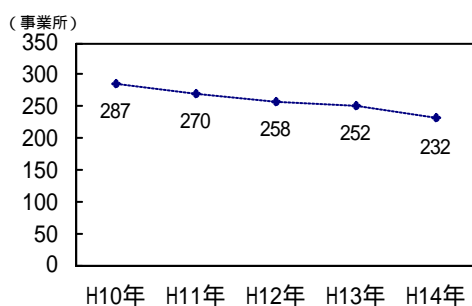
こうした中、石油化学コンビナートの活性化を目的として、企業間の電力の相互融通を柱とする「環境対応型コンビナート特区」の認定を、平成15年に受けたところです。

さらに、徳山下松港が静脈物流の拠点施設として、リサイクルポートの指定を受け、環境産業等の新たな産業の創生が期待されています。

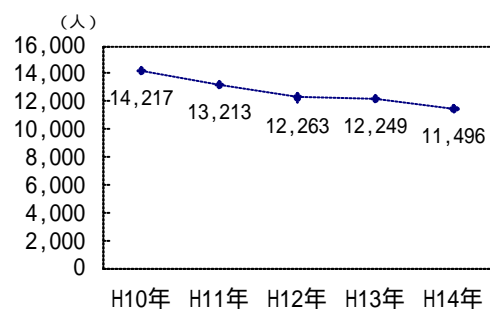
本市が今後も大きく飛躍を遂げていくためには、既存産業の振興は不可欠であり、今後とも、既存産業の高度化や多角化等を支援していくことが重要です。また、17万人の人口目標達成のためには雇用の確保が必要であり、中小企業の安定した成長が求められます。

また、新たな産業の育成を図り、バランスの取れた産業構造へ転換を図っていくことも求められています。

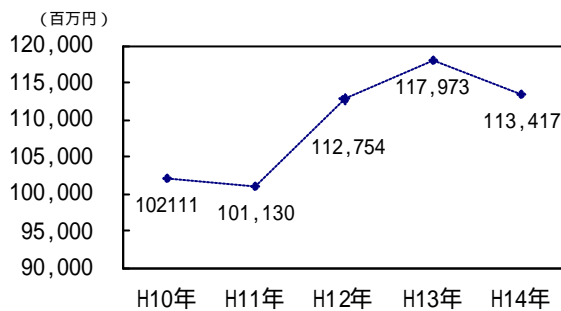
グラフ 周南市の工業事業所数の推移



グラフ 周南市の工業従業者数の推移



グラフ 周南市の製造品出荷額等の推移



資料:工業統計調査
各年 12月 31日現在。
従業員数 3人以下の
事業所は含まない。

(2) 施策の方向

地域の優れた特性である港湾等の産業基盤や特区制度等を活用し、産・学・公の一層の連携のもと、既存産業の活性化と新たな産業の創出を促進し、地場産業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

工業・中小企業	特区等を活用した産業の振興 中小企業の振興
---------	--------------------------

(4) 施策

特区等を活用した産業の振興

- ・ 「産業等活性化条例」に基づき、新たな設備投資や事業展開に対する支援を行い、既存産業の活性化を促進するとともに、都市型産業の立地を促す環境づくりを進め、均衡の取れた産業構造の構築を目指します。
- ・ 「環境対応型コンビナート特区」における企業間の電力相互融通など、従来の枠組みにとらわれない新たな手法の導入による地域資源の有効活用や、新エネルギー・リサイクル関連産業の誘致・育成を進め、地域全体の産業の振興を図ります。

中小企業の振興

- ・ 地場産業振興センターの「ものづくり、ひとづくり、ネットワークづくり」の機能の充実に努め、産業情報ネットワーク化の推進による産・学・公の一層の連携強化を図り、中小企業の多角化等を支援します。
- ・ 中小企業の経営、運営相談等に対しては、商工会議所、商工会等との連携により、経営診断・指導事業や融資制度の充実を図ります。
- ・ 小規模企業に対して起業準備段階における資金面の支援や企業団地の分譲単位の工夫、公共用地の適正価格による借地などの対策が求められます。

40 . 農業

(1) 現況と課題

農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入自由化、国の「食料・農業・農村基本法」の制定により農業政策の抜本の見直しが進む中で、農業生産物の安全・安心の確保、消費者ニーズの多様化、依然として続く米消費の減少と過剰米対策、農業従事者の高齢化等による担い手の不足など、非常に厳しい状況が続いています。

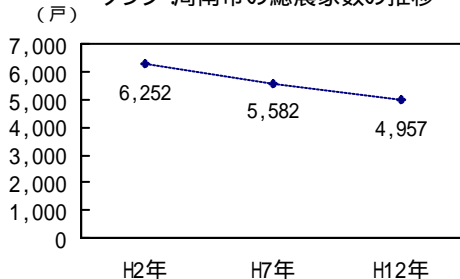
本市の農業は、温暖な南部の瀬戸内海沿岸から冷涼な北部の山間地域まで幅広い自然環境のもとで、さまざまな形態で営まれています。南部は市街化区域が多く、宅地化による農地の減少が急速に進んでいますが、反面、消費地に近い条件を生かした野菜の生産も盛んな地域もあります。北部地域においては、ほとんどが中山間地域であり、米を中心に、野菜、果物、畜産物の生産が行われており、食料生産や自然環境の保持等の幅広い役割を担う産業として位置づけられています。

しかしながら、農業の中心である中山間地域を中心とした農業振興地域内においては、農家戸数の減少や基幹的農業従事者の高齢化率が70%を超えるなど、担い手の不足から農地の荒廃が急速に進んでおり、集落等における農地の利用や組織的な生産活動に取り組む仕組みづくり、意欲的な農家への土地利用集積等が重要な課題となっています。

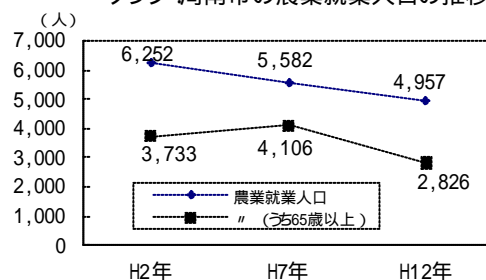
また、地域農業のリーダーとなる認定農業者は増加傾向にあります。こうした農業者や女性農業者、新規就農者等への継続性のある技術指導、資金的支援、農業研修所の設置などが求められています。また、現状の政策、助成制度の見直しを行い、適切に制度が利用されているのかどうかの監視も必要です。さらに、本市の農業は、水稻に特化した水稻単作の土地利用型農業が中心となっていますが、水田の整備率をみると県平均の69%に対して地域差はあるものの37%台と低く、農業生産の基本である土地基盤の整備が課題となっています。

販売・流通面においては、朝市や直売所による独自の販売が増加しており、地元農産物の地元消費（地産地消）が徐々に進んでいます。また、中須地区の棚田など、美しい農村景観を保全しながら、農業体験を通じた都市部との交流活動が見られ、今後は、本市の都市近郊に位置する農業条件を生かした農産物の生産や交流による農業・農村の振興を図っていく必要があります。

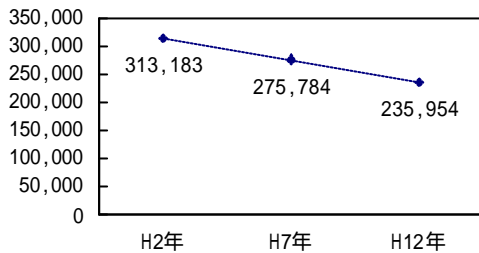
グラフ 周南市の総農家数の推移



グラフ 周南市の農業就業人口の推移



(a) グラフ 周南市の農業耕地面積の推移



資料:農業センサス
各年2月1日現在。

(2) 施策の方向

中山間地域を中心に、それぞれの地域の特性を生かしながら「人」、「物」、「土地」の3つの要素により農業・農村の振興を図ります。

(3) 施策の体系

農業・農村の振興	多様な担い手づくり 農業生産基盤の整備 農畜産物の振興 農村の活性化
----------	---

(4) 施策

多様な担い手づくり

- ・ 関係機関と連携しながら経営意欲の高い認定農業者や新規就農者への融資制度や生産技術の指導等の支援を行い、自立できる農業経営体の育成を目指します。
- ・ 退職帰農者や女性を新たな担い手として育成するとともに、地域農産物の加工等による起業活動に対して支援します。
- ・ 農業生産法人や受委託組織等の育成により地域全体の農地の利用調整や農業生産を担うための組織化を進めます。
- ・ 農業管理センターへの支援や集落等におけるリーダーの育成を図るとともに中山間地域に対する助成制度を活用して農地を地域ぐるみで守り、農業・農村の活性化に向けた体制づくりに努めます。

農業生産基盤の整備

- ・ 優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画に基づき、中山間地域を中心に自然環境、景観等に配慮しながらほ場整備や農道整備等を推進するとともに、危険ため池の改修等により、生産と生活の場としての農村の総合的な整備を進めます。

農畜産物の振興

- ・ 地産地消を基本として、水稲については、地域に適した品種や栽培管理によるブランド化を図るとともに、園芸作物については、15年度に策定した周南地域水田農業ビジョンをもとに、ほうれんそうやナス等の野菜や、わさび・いちご等の特産品の生産拡大を進めます。
- ・ なし・ぶどう等による観光農業、畜産と連携した循環型農業、鳥獣被害の防止等による農家経営の安定を図るとともに、安全・安心な農産物を生産し、地産地消を推進するための食農総合ビジョンを策定し、地元農産物を利用した食農教育を推進します。
- ・ PRするから売れる側面もあるため広告支援を行い、コンサルタントなど外部の専門家の協力を得て地元農産物のブランド化に挑戦する体制の支援を行います。また、安定的に供給できる体制があれば、営業活動が容易になるため「安定性のあるブランド開発」を進めます。

農村の活性化

- ・ 中山間地域においては、地域ぐるみで農村の活性化を図るため、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、都市と農村との交流の拡大を図り、市民の農業・農村に対する理解を深めます。
- ・ 北部地域の農業・農村活性化対策として、ファンタジアファームの整備について検討を行います。
- ・ 農村環境の改善を図るため、農業集落排水事業等による生活環境の整備を進めます。

4 1 . 林業

(1) 現況と課題

本市の森林面積は、49,632ha と市域面積の約 76% を占めており、土地利用の上から重要な部分となっています。この内ほとんどが民有林で、その人工林率は約 49% となっており、主としてスギとヒノキによる植生となっています。

林家数は、減少傾向が続いているとともに、不在村山林所有者が増加しており、森林の管理面から問題となっています。さらに、1 戸当たりの経営規模は、1~5ha 未満の零細な林家が林家総戸数 3,190 戸に対し約 76% を占めています。

担い手については、林家の経営意欲の急速な減退から山林の放置化が進む中で、零細林家から森林組合等への集約化により適切な森林管理が行える体制の整備と労働力の確保が重要な課題となっています。間伐や竹などの除伐に対しては作業道が必要とされ、また、森林整備を進めるためには境界確認が前提となり、早急な地籍調査が求められます。

木材生産は、外材の輸入依存等により国産材の需要が低迷・減少傾向にあります。市内でも「和田丸太」に代表されるような磨き丸太等の生産が行われており、市場からも高い評価を得ています。

間伐材有効利用の検討も重要な課題であり、周南地区では魚礁に間伐材を利用する実験も行われています。また、周南市の学校などの公共施設にはなるべく本市の木材使用が求められます。新たな需要の確保と木材加工や流通体制の整備、林道整備等による生産コストの低減が求められており、従来の助成策、林道整備以外の新しい発想も必要となります。

また、森林の持つ水資源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、保健機能など、多面的な機能について、広く市民の認識を深めていくことも重要な課題であり、これらの課題に対処するためには財源（森林税、地球温暖化対策税など）の確保が求められます。

林種別森林面積（計画面積）の状況

		面積 (ha)	構成比	
樹林地	人工林	針葉樹	23,967	46.6%
		広葉樹	148	0.3%
		合計	24,115	48.9%
	天然林	針葉樹	5,384	10.9%
		広葉樹	17,891	36.3%
		合計	23,275	47.2%
合計		47,390	96.1%	
竹林		1,294	2.6%	
人工林の伐採跡地		98	0.2%	
未林立地		541	1.1%	
森林面積（計画面積）合計		49,323		

資料:平成 12 年林業地域調査
平成 12 年 8 月 1 日現在
本文中は現況森林面積を記載

(2) 施策の方向

本市の特性である「豊かな自然環境」を生かした林業振興を図り、魅力ある林業経営と森林の整備に努めます。

(3) 施策の体系

林業の振興	担い手の確保 林業生産基盤の整備 森林の適正管理 森林資源の有効活用
-------	---

(4) 施策

担い手の確保

森林組合を担い手の中心とするほか、地域林業のリーダーとなる人材の育成については、関係機関との連携により林業事業体の確保と育成、基幹労働力の確保に向けた改善に努めます。

林業生産基盤の整備

- ・ 木材生産コストの低減に向けた林道網の整備とこれを補完する施業道の適正配置により、~~林業高性能機械の導入を促し~~、林業経営の合理化を進めます。

森林の適正管理

- ・ 森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全で多様な森林づくりを目指して、適切な間伐や択伐施業を促進するとともに、針葉樹と広葉樹との混交林化や複層林化のほか、放置される人工林や生産性の低い森林については間伐を繰り返した長伐期施業への誘導を図ります。
- ・ 小規模森林所有者や不在村森林所有者に対しては、森林組合や意欲ある林家等との長期施業受委託による経営の集約化を促進します。
- ・ 生産基盤が整備され搬出コストの軽減が期待される森林については、良質材生産に向けた保育施業の実施と木材生産を主体とした循環資源林の確保・整備に努めます。

森林資源の有効活用

- ・ 自然植生を生かした奥山森林、木材生産を主体とする循環林、日常的に利活用が容易な里山林など、地域資源の特性に応じた森林の確保と整備を図ります。また、日本古来の杉の文化を守るため杉材を積極的に活用します。
- ・ 森林の持つ公益的機能の役割等に対する市民の意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動を通じた「森林づくり」に対する理解と協力、参加と行動を促します。

- ・ 集落周辺においては、野生鳥獣との共生を踏まえた森林の整備や都市住民との交流活動となる拠点の整備について、協働による里山整備を支援します。
- ・ 木材等の林産物は、人や環境に優しい資源であり、循環型社会の形成に貢献できることから、公共施設等での利用や関係機関との連携による利活用を推進します。

4 2 . 水産業

(1) 現況と課題

本市の水産業は瀬戸内海沿岸の漁場を中心に進められていますが、漁場環境や水産資源の悪化等から漁獲量は年々減少しており、また、輸入水産物の増加等により水産物価格も安定しておらず、大変厳しい状況にあります。

これに伴って、漁業就業者もさらに減る傾向にあり、加えて高齢化が進んでいます。

本市の漁業者の平均年齢は 66 歳（平成 14 年 12 月末現在）で全国や山口県の平均を大きく上回っており、50 歳未満の漁業者は 6.4% といった状況です。特に、沿岸漁業者は 60 歳以上が中心となっており、企業等の早期退職者の就労が少しずつありますが、後継者の育成・確保が大きな課題となっています。

また、漁業協同組合は市内に 4 漁協ありますが、経営基盤や企画力、指導力の強化を図る観点から、山口県下一漁協とする方向で取り組みが進められています。

こうした中、市内の 4 漁港、13 分港においては漁港建設事業の取り組み、漁港の整備を計画的に進める必要があります。地球温暖化の影響と思われる潮位上昇傾向の調査を早急に行い、整備事業に反映する必要があります。一方、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図るため、水産資源の枯渇化の防止を目的とした稚魚の放流や魚礁の設置等を進めています。

また、最近では、あさりの養殖事業や、干潟の整備等にも関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

地産地消を推進して、本市の観光資源を開発するために、地元水産物と農産物を使用した一品料理の開発などが求められます。

水産業の置かれている状況は大変厳しいものがありますが、市民に安定した新鮮な水産物を供給していくためにも、漁港・漁場の整備や経営の安定化、後継者の育成等に取り組んでいく必要があります。

漁協魚種別漁獲量を貼り付け

(2) 施策の方向

近代的な漁業生産活動を展開し、漁家経営の安定を図るため、資源管理型漁業を基調として漁場の保全と栽培漁業の振興に取り組みます。

(3) 施策の体系

水産業	漁業経営の安定化推進 計画的な漁港整備の推進 水産資源を生かした交流促進
-----	--

(4) 施策

漁業経営の安定化推進

- ・ 稚魚の放流や築磯・魚礁の設置等により、水産資源の保護・育成を図り、つくり育てる漁業の定着化を図ります。
- ・ 漁具倉庫や漁船修理施設等の漁業活動に必要な諸施設の整備を促進し、漁業経営の安定化を図ります。

計画的な漁港整備の推進

- ・ 漁港の整備を計画的に進めることにより、漁労作業の効率化を推進するとともに、漁港の環境整備や海岸保全を図り、漁村における安全で快適な生活環境の整備に努めます。

水産資源を生かした交流の促進

- ・ 漁港内へのプレジャーボート係留施設の整備や市民が潮干狩りを楽しむことができる浜辺の整備、さらには「さかなまつり」の開催等を通じて、水産業や魚食に対する市民の理解を深めるとともに、漁村と都市との交流を促進します。
- ・ 交流を通じて、将来的な水産業の担い手の確保を図ります。

4 3 . 市場

(1) 現況と課題

本市の卸売市場は、青果市場が、青果物及び花きを取り扱う公設市場 1 箇所と民間市場 1 箇所の計 2 箇所が開設されています。また、水産物市場が、公設市場 1 箇所と漁業協同組合が設置する民間市場 2 箇所の計 3 箇所が開設されています。

このうち、民間市場については、取扱量も小さく小規模な市場となっています。また、公設市場についても、大型量販店に代表されるような流通形態や流通機構の変革、消費者ニーズの変化等、市場外流通の拡大により、その取扱量は減少傾向にあり、卸売市場を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。また、地元水産物が広島など大都市市場に一度送られ、再び地元に戻ってくるという奇妙な現象が起きています。

しかしながら、卸売市場は、生産者等にとっては生産物の安定した出荷による収入を確保するため、また、消費者にとっては地元の新鮮な生鮮食料品の供給を受ける上で、大変重要な役割を果たしています。

こうしたことから、流通・市場の活性化を図るために、市場機能の充実・強化が必要であるとともに、時代に合った市場運営が求められています。

一方、山口県卸売市場整備計画に基づき、市場の整備統合の計画が示されており、青果物、水産物ともこうしたことへの対応が求められています。特に、水産物市場については、県下漁協の合併に向けた取り組みとあわせ、既存の公設市場の施設の老朽化や民間市場の零細化等により、需要に対応した水産物の安定的な供給等が困難となっていることから一般流通価格に影響されることなく、地元への恩恵が最大になる、新たな市場整備が望まれています。公設市場が整備される場合には市民が買い物できる市場内店舗を作り、地元の人を対象にした「市民の台所」としての機能が求められます。

(2) 施策の方向

公設市場の適正な管理運営に努めるとともに、水産物市場については、市場統合について検討します。

(3) 施策の体系

市場	施設の適正な管理運営 水産物市場の整備
----	------------------------

(4) 施策

施設の適正な管理運営

- ・ 公設市場については、多種多様な生鮮食料品の流通に必要な市場機能を充実させるため、施設・設備の適切な維持管理を行い、施設機能の充実に努めます。
- ・ 生鮮食料品の価格形成と安定供給の拠点として、経済的・社会的役割を果たせるように、市場の実態に即した公正な取引の確保に努めます。

水産物市場の整備

- ・ 水産物の安定供給に向けた市場の効率的な運営を行うため、~~適正規模の市場整備が必要であり、周辺漁業協同組合の合併とあわせて、~~山口県卸売市場整備計画に基づき、周南地域にある既存の4市場（市内3市場及び下松市内1市場）を統合し、広域的な拠点市場として再編するため、**なる新たな**公設市場と流通関連施設の整備を検討し、**に向けた取り組みを進めます。**

4 4 . 商業

(1) 現況と課題

ライフスタイルの多様化や流通構造の変革等を背景に、商業を取り巻く環境は大きく変化しており、特に、徳山駅周辺や各地区に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店においては、車社会化の進展や郊外型の大型ショッピングセンターの進出等に加え、長引く景気低迷の影響により、商店街の空洞化が進展し、大変厳しい状況となっています。

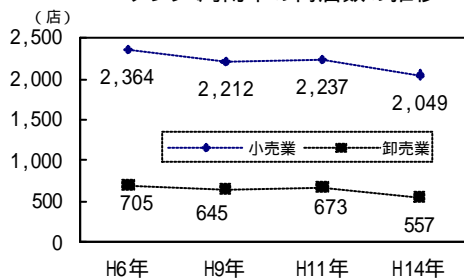
特に、県下随一の規模を誇るJR徳山駅周辺の中心市街地商店街においては、空き店舗率が平成16年4月現在で約13%に増加するなど、活力が低下しており、こうしたまちの顔となる商店街の活力低下が、市域全体へ及ぼす影響が懸念されています。また、平成2年のピピ510整備など過去におけるハードへの投資に対する返済が負担となり、次なる投資ができず、駐車料金の無料化も負担者の問題があり、難しい状況にあります。

こうしたことから、ソフト事業を中心に徳山商工会議所、商店街、行政等が連携してTMO徳山を運営し、空き店舗対策事業や賑わいの創出を目的としたイベント等の実施による、活力ある商店街の再生に向けた取り組みが進められています。

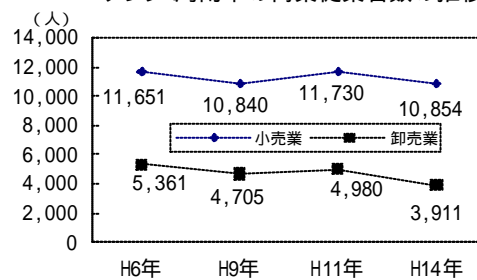
また、買い物だけでなく憩いの場や交流の場としても市民に親しまれる、多様な機能を備えた魅力ある商店街づくりに向け、徳山駅周辺の中心市街地の再構築と連動した商業活性化への取り組みが求められています。また、市民、教育機関、NPOによる商業活性化活動を促進して、行政が投資しやすい環境を作り出すことも求められます。

一方、各地区においてもそれぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動の展開が図られています。地域通貨の導入を図るなどの積極的な施策を今後も推進して、市民の利便性を図る上からも引き続き振興に努めていく必要があります。

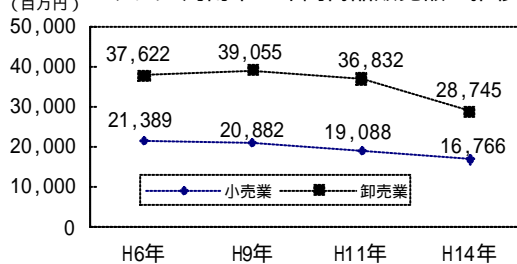
グラフ 周南市の商店数の推移



グラフ 周南市の商業従業者数の推移



グラフ 周南市の年間商品販売額の推移



資料:商業統計調査

冬在 6日1口現在

(2) 施策の方向

中心市街地活性化と連動した魅力ある商店街づくりを促進するとともに、創業支援や人材育成等により、多様で活力ある商業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

商業	商店街活性化の促進 活力ある商業の振興
----	------------------------

(4) 施策

商店街活性化の促進

- ・ JR徳山駅周辺については、TMO徳山(タウンマネジメント・オーガニゼーション)を核として計画的・効果的に事業の展開を図り、中心市街地の活性化にあわせた商店街の活性化・魅力ある個店づくりを促進します。
- ・ 徳山駅北側・南側の再開発と連動して、集客力のある商業集積の再構築を図ります。
- ・ 各地域の商店街については、商工会議所、商工会等との連携により、魅力ある商店街づくりを推進します。

活力ある商業の振興

- ・ 商業者の経営安定化のため、市制度融資の充実を図り、活用促進に努めます。
- ・ 商工会議所、商工会の相談業務やTMO事業に対する支援を通じて、新規創業者や将来の本市商業を担う人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興を図ります。

TMO(タウンマネジメント機関)

行政が策定した中心市街地商業等活性化基本計画に基づいて商店街や商工会議所などが設置し、具体的な中心市街地活性化策を企画・実施していく仕組みのこと。

4 5 . 産業振興・新産業創出・企業誘致

(1) 現況と課題

活力ある産業の振興を図るためには、基礎素材型産業に特化した産業構造から新たな産業の創造によりバランスのとれた産業構造に転換することが大きな課題です。

このため、市内への新たな企業立地や既存企業における環境関連等の新たな分野への事業展開に対する支援を行う産業等活性化条例等を制定し、新産業・新事業の育成に取り組みとともに、企業の誘致に向けて積極的な取り組みを展開してきました。

この結果、環境関連産業やリサイクル関連産業等が育ちつつあり、中心市街地には新たな事業所の進出もなされたところです。誘致企業に対しては、交通の利便性や、工業系の学校がそろい、若手の技術者を継続的に確保しやすいという本市の利点を強調していくことが必要です。

こうした中、本市の石油化学コンビナートを中心とする一帯が、構造改革特別区域法に基づく「環境対応型コンビナート特区」に認定されるとともに、徳山下松港がリサイクルポートの指定を受けるなど、これを契機として、新たな環境・リサイクル関連産業の集積が期待されています。

一方、若者や女性等の起業へ向けた取り組みも支援しており、市民交流センター内に、インキュベーション施設を設置し、起業家と投資家とのマッチングを目的とした「周南ベンチャーマーケット」等の開催を支援しています。

インターネットやITを活用したワークスタイル、ライフスタイルの多様化、企業の雇用抑制によるアウトソーシングの活用などによって地域で活動するSOHOと呼ばれる小規模事業者が登場しています。このようなSOHO事業者や技術を持ってUターンした人々に対する支援も求められます。

今後とも、既存産業の振興とともに、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。

このことで魅力ある就業の場の確保も図られ、若者定住の促進にもつながるものと期待されています。

(2) 施策の方向

将来ニーズに対応した都市型産業の育成や起業家支援を進め、活力ある産業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

新産業及び企業誘致	新産業の育成及び起業家支援 企業誘致の推進
-----------	--------------------------

(4) 施策

新産業の育成及び起業家支援

- ・ 文化・情報等のソフト産業や、高齢社会を踏まえた福祉産業、環境産業など、将来を展望した都市型産業の育成を進めます。
- ・ ベンチャービジネススクールの実施、ベンチャーキャピタルをはじめとする投資家との出会いの場を設けるなど、創業にいたるまでの支援を行うことにより、新産業及び新事業の創出、起業家支援を推進します。
- ・ S O H O事業者や技術を持ったUターン者などに対する、人的交流の場の創出、彼らのスキル等の情報発信、中小企業との交流支援、情報提供等を行います。
- ・ 商店街活性化のためコミュニティビジネスを推進し、若者も参加しやすい環境を整備し、支援します。
- ・ 周南市で何をしたら商売として成り立つのか、可能な事業を検討する組織や交流の場を作ります。
- ・ 課外授業における社会教育の一環として小学生からの起業教育プログラムを実施します。

企業誘致の推進

- ・ 地域の資源や環境、ニーズ等を十分踏まえる中で、産業等活性化条例を活用し、企業誘致の推進を図ります。
- ・ 全国有数の工業集積地、特定重要港湾都市という周南地域の優位性や潜在能力に加え、都市基盤、都市機能の整備を行い、求心力のある拠点性の高いまちづくりを目指すとともに、「環境対応型コンビナート特区」の認定やリサイクルポートの指定等を全国に発信して企業誘致を図ります。

4 7 . 観光

(1) 現況と課題

本市には、それぞれの地区に特色ある景勝地や行楽地、地域内外に誇れる5つの温泉地（湯野、三丘、呼鶴、石船、鹿野）等の観光地が数多くあるとともに、各地区では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催されています。数多くの年間約130万人の観光客が本市を訪れています。

レジャーやレクリエーションの多様化、ライフスタイル等の変化、さらに、観光面においても、地域間競争が激化しており、こうした影響により集客力が全般的に低下しつつあります。しかしながら、観光地や祭り、四季を通じたイベント等の観光資源は本市を情報発信する上で大変有効な手段であるとともに、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な産業の一つです。観光客の増加を推進することは、新たな産業の創出にも繋がるものと期待されます。

このため、観光協会との連携により、情報誌の作成・発行、携帯電話からも閲覧可能な観光ホームページの充実、観光宣伝隊の派遣等による広報・宣伝活動を行い、周南ブランドを発信するとともに、老朽化した観光施設の整備改善、観光客の受け入れ体制の見直し等により、観光基盤の充実・強化を進めていくことが必要です。

また、大華山（国立公園）を見て萩に行くコースや四国への航路を持つ柳井市などとの連携といった、いくつかの観光地を結ぶ観光ルートの開発や、周南市の特産品、温泉、料理などを新たに組み合わせることも求められます。近年、「観る観光」から「体験する観光・体験できる観光」へと志向が変わりつつあることから、こうしたニーズに応えるため、グリーンツーリズムなど、本市の豊かな自然等を生かした、本市に合った新たな観光施策の展開を図っていくことが大切です。しかしながら、八代のナベヅルを観光資源として利用することは自然環境保護の観点から慎重に対処することが求められます。

祭りやイベントについても、単に観るだけではなく、参加・体験できるしかけづくりが求められています。一方、県外、市外からの観光客の来訪を観光振興の柱と明確に位置付けて、地区のイベントとは区別して考えていく必要があります。

(2) 施策の方向

観光を重要産業として捉え、地域振興の観点から観光振興に積極的に取り組みます。

(3) 施策の体系

観光	観光資源の発掘及び活用 体験型観光の振興
----	-------------------------

(4) 施策

観光資源の発掘及び活用

- ・ 既存の観光施設の整備、広報・宣伝活動、観光客の受け入れ体制の充実、個性化や観光客に対するホスピタリティに関する配慮等の従来の観光振興に加え、潜在している認知度の低い観光資源の開発を行い積極的にPRに努めるなど、観光振興施策の見直しを行います。
- ・ 施設老朽化の進んでいる動物園の整備充実や多様な観光ニーズに対応できる温泉地づくりを進めます。
- ・ 観光地を観光客にわかりやすくPRする看板の設置と充実を図ります。

体験型観光の振興

- ・ イベント型観光に注力するとともに、「まつり」の保護、育成を行います。
- ・ 従来の地域性に起因した祭り・イベントに限らず、観光客が参加できるようなしかけづくりや新たなイベントづくりをすすめ、観光交流によって市民の意識や行動の活性化を図るとともに、他県との交流人口の増加を図ります。